

国の道路整備予算の確保及び道路整備に係る補助率等の嵩上げ措置の継続を求める意見書

本市は「みんなで支えあう緑と元気あふれる住みよいまち尾張旭」を実現するために、安全で安心な質の高い住環境として、交通ネットワークの整備、道路施設の老朽化対策や防災・減災対策、交通安全対策などの事業に取り組んでいる。

道路は、地域経済の活性化や持続的な成長、市民の安全・安心な暮らしを支えるとともに、災害時には市民の命を守るライフラインとして機能するなど、市民生活に欠くことのできない重要な社会資本の一つである。

現在、国においては「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」(以下「道路財特法」という。)の規定により、道路整備に対する格別の配慮がなされているが、この措置は、平成29年度までの時限措置となっている。

来年度以降、補助率等が実質的に低減することになれば、現在進めている道路など都市基盤整備に大きく影響を及ぼすことが考えられる。

よって、本市議会は、国に対して、長期的・安定的な道路整備に係る予算の確保はもとより、道路財特法の補助率等の嵩上げ措置について、平成30年度以降も現行制度を継続するとともに、必要な道路整備の推進が図れるよう下記の措置を講じることを強く要望する。

記

- 1 道路整備に必要な予算を確保すること
- 2 道路財特法の補助率の嵩上げ措置について、平成30年度以降も継続・拡充すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年9月26日

尾張旭市議会議長 片渕 卓三

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、
財務大臣、国土交通大臣 殿